

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3004.90	<p>7. 白色重炭酸ナトリウム粉末</p> <p>本品（化学式：NaHCO₃）は、内容量550～900gのカートリッジ又はプラスチック袋入りである。本品は、医師の処方に従い、所定の希釈率で重炭酸透析を行うために、必ず酸濃縮物と混合して使用される。本品の包装材は、血液からの尿素やその他の老廃物の除去を目的とした透析用装置に直接接続されるように特別に設計されている。各カートリッジ又は袋は、1回の透析で使用される。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> 		(新規)
3824.99	<p>22. 粗製のパーム脂肪酸</p> <p>本品は、28℃において薄黄色の半固体であるが、上層に少量の赤褐色の液体が存在する。トリグリセリド、ジグリセリド、モノグリセリド及び遊離脂肪酸（11.8～22.6%）を基礎的成分とし、グリセリドの組成は、トリグリセリド（81.36%）、ジグリセリド（13.28%）、モノグリセリド（3.63%）である。主な遊離脂肪酸</p>		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

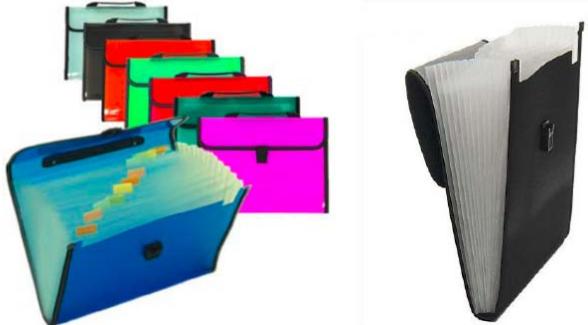
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
3923. 10	<p>の平均的組成は、パルミチン酸（40%）、オレイン酸（42%）及びリノール酸（10%）である。本品は、精製し、漂白し、脱臭したパーム油（RBD パーム油）にパーム脂肪酸蒸留物を混合したものである。本品は、食用の RBD パームオレインを得るために精製処理されるものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>4. プラスチック製の化粧品容器（使い捨てのもの）</p> <p>本品は、射出成型により製造されたもので、油と白粉の混合物である液状のメーキャップ化粧品に使用される。本品の外部容器はアクリロニトリルーブタジエンースチレン樹脂（ABS）製、内部容器はポリプロピレン（PP）製である。鏡が外部容器の蓋の内側に取り付けられている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
4202. 12	<p><u>1. プラスチック製の携帯用書類ケース</u></p> <p>本品は、複数の内ポケット、前面に閉じるための留め具（バッカル）及び取手を有する。外側は全て補強のために縁どりがされている。</p> <p>本品は、書類、紙、ファイルなどを収納、整理、保管、運搬するために使われ、長期間使用できるよう設計されている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)
4202. 12	<p><u>2. 携帯用書類ケース</u></p> <p>本品は、収納部が一つで、前面に閉じるための留め具（ボタン及びゴムバンド）を有する。全ての側面と端部は紡織用纖維で縁どりされ、両側面と底面は紡織用纖維で全て仕上げられている。残りの面（前面と背面を含む）はプラスチック製である。</p> <p>本品は、書類、紙、ファイルなどを収納、保管、運搬するために使われ、長期間使用できるよう設計されている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
6306.22	<p>1. 仮設の見晴らし小屋</p> <p>本品は、屋外で使用されるもので、およそ長さ 3 × 幅 3 × 高さ 2.5 メートルの大きさである。接続部品とプラスチック製の脚の付いた鉄鋼製の管状フレームと、四隅の柱用の覆いを含む屋根材から成る。屋根材は、ポリエチレンを塗布したポリプロピレン製の平織物であり、塗布したことを肉眼により判別することはできない。織物の個々の糸は、平均幅 2.5 ミリメートル、平均厚さ 0.05 ミリメートルである。本品は、四方向の全てが開いており、地面にしっかりと固定されない。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

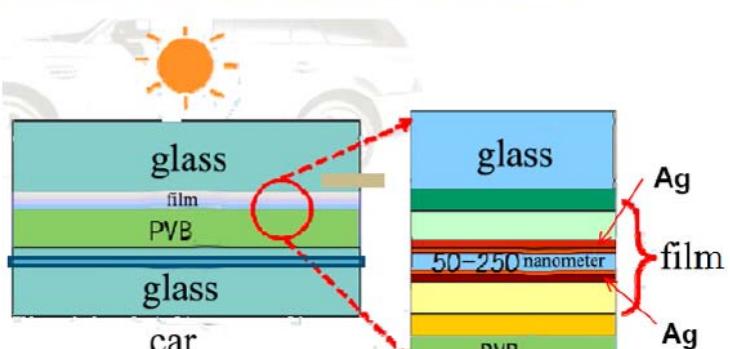
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
7007.21	<p>1. ヘッドアップディスプレイ (HUD) に対応した自動車用ガラス</p> <p>本品は、合わせガラスとプラスチックから成り、寸法及び形状は、自動車のフロントガラスとして使用するのに適している。2枚のガラス板の間に圧着された PVB 中間膜（主としてポリビニルブチラールから成る薄膜）によって、当該フロントガラスは、自動車の計器盤から選択された情報を投影し、運転手の前方に表示するスクリーンとして機能する。</p> <p>本品は、枠付きでない。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
7007.21	2. 自動車用熱線反射ガラス	(新規)
	<p>本品は、自動車用のフロントガラスとして使用するのに適した寸法及び形状のものである。本品は、真空スパッタリング技術によりガラス板の内面に施した金属及び金属酸化物の薄膜（厚さ 50～250nm）から成る 9～14 の層と、ポリビニルブチラール（PVB）の中間層から成る。金属のコーティングによって、当該自動車用ガラスが兼ね備えた複合機能、すなわち断熱と太陽光制御が助長される。</p> <p>本品は、枠付きでない。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>  	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8451.30	<p>2. 電気式蒸気アイロン付き半自動蒸気発生器</p> <p>本品は、アイロンと蒸気発生器が管及び電気ケーブルで連結したものである。蒸気発生器は、ステンレス製のボイラー、自動水位調整機能付きの給水ポンプ、外付けの水位制御装置、安全弁、ダブルサーモスタット及び温度ヒューズ、蒸気圧力計、排水栓、11リットルの水タンクから成る。</p> <p>通則 1 (16 部注 4) 及び 6 を適用</p> 	(新規)
8479.89	<p>11. 液晶ディスプレイモジュール製造用の TAB (Tape Automated Bonding) 装置</p> <p>本品の主な機能及び用途は、異方性導電フィルム (ACF) を使用して、液晶ディスプレイのガラス基板と駆動 IC のフレキシブルプリント基板 (FPC) を電気的かつ物理的に接合することである。接合工程では、FPC の導電ケーブルと液晶ディスプレイのガラス基板上のマークが精密に位置合わせされる (位置合わせの精度は最大 20 μm)。位置合わせした後、FPC と液晶ディスプレイの</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8512. 90	<p>ガラス基板は、加熱及び加圧によって ACF の固化が促進されることにより積層される。</p> <p><u>通則 1 (16 部注 4) 及び 6 を適用</u></p> <p>1. フロントガラス用のワイパー部品</p> <p>本品は、合成又は天然ゴム、金属製のブラケット及び組立済みの汎用アダプターから成るもので、自動車のフロントガラス用の電動ワイパーに使用される。</p> <p><u>通則 1 (16 部注 2 (b)) 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)
8517. 12	<p>1. 「スマートフォン」として知られる多機能機器</p> <p>本品の技術仕様は次のとおり：容量 32～128GB、長さ 138.3mm、重量 143g、タッチスクリーン機能付き HD ワイドスクリーンディスプレイ (1334×750 ピクセル、解像度 326ppi)、12 メガピクセルカメラ。本品は、電話の通話、e メール及びテキストメッセージの送受信、ソーシャルネットワーキング、データ処理、インターネット接続、カメラ（静止画及び動画）、GPS、音楽再生及び電子ゲーム等の機能を有する。</p> <p><u>通則 1 (16 部注 3) 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8708.29	<p>2. 自動車用の発熱ガラス（被覆されたもの）</p> <p>本品は、自動車用のフロントガラスとして使用するのに適した寸法及び形状のものである。本品は、中間に厚さ 50～250nm の複数の金属薄膜を有する合わせガラスで、金属薄膜は電気接続子に接続されている。自動車の作動した電源システムに接続すると、膜が発熱抵抗体として働き、ガラスの表面が加熱され、霜及び雪を除去する。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
8708.29	<p>3. 自動車用の発熱ガラス（印刷されたもの）</p> <p>本品は、自動車用のフロントガラスとして使用するのに適した寸法及び形状のものである。本品の発熱抵抗体の機能は、シリクスクリーン印刷の技術によりガラスの表面に銀ペーストを固定し、高温焼結によって加熱ループが形成されることにより得られる。電気接続子は銀ペーストにはんだ付けされており、自動車の電源システムに接続される。電源を入れると、ガラスの表面が加熱され、霜及び雪を除去する。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
9027.80	<p>1. リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応（PCR）法による全自动分子診断システム</p> <p>本品は、臨床検査室において、癌、感染症及び遺伝子の検査を含む広範な業務の実施を可能にする完全統合型のシステムである。処理工程は、（1）液化、（2）細胞溶解、（3）DNA/RNA 抽出、及び（4）データ分析及び報告からなる。</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
9027.80	<p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <p>2. 自動血球分析・白血球分類装置</p> <p><u>本品は、臨床検査室で使用する体外診断（IVD）用の機器で、</u> <u>以下の 2 つの独立した測定法を用いている。</u></p> <p>－インピーダンス法：白血球、赤血球及び血小板データの測定 －比色法：ヘモグロビン濃度の測定</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
9403.20	<p><u>7. スチール製キャビネット</u></p> <p>本品は、高さ 250～1,800mm、幅 250～1,000mm、奥行き 150～300mm で、前面に扉があり、中身は空である。本品は、壁面に取り付けたり、平面に固定したりできるよう設計されており、特別な錠、電気機器を取り付けるための金属板、入出力導体用の蓋、接地合わせ釘、ガスケット等が取り付けられる。</p> <p><u>通則 1（第 94 類注 2）及び 6 を適用</u></p> 	(新規)
9403.20	<p><u>8. ステンレス製キャビネット</u></p> <p>本品は、高さ 250～1,200mm、幅 250～800mm、奥行き 150～300mm で、前面に扉があり、防食処理がなされ、中身は空である。本品は、壁面に取り付けたり、平面に垂直に固定したりできるよう設計されており、特別な錠、電気機器を取り付けるための金属板、入出力導体用の蓋、接地合わせ釘、ガスケット等が取り付けられる。</p> <p><u>通則 1（第 94 類注 2）及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9403.70 <u>2. プラスチック製キャビネット</u></p> <p>本品は、高さ 300mm、幅 200mm、奥行き 130mm で、前面に扉があり、中身は空である。本品は、壁面に取り付けたり、平面に垂直に固定したりできるよう設計されている。本品は、ケーブル線を拡張又は分配するためのものであり、メーターBOXとしても使用できる。化学薬品、熱及び紫外線への耐性を有する。</p> <p>通則 1（第 94 類注 2）及び 6 を適用</p> 	<p>(新規)</p> 

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9403.70	<p><u>3. プラスチック製キャビネット</u></p> <p>本品は、高さ 700mm、幅 500mm、奥行き 250mm で、前面に透明の扉があり、中身は空である。本品は、壁面に取り付けたり、平面に垂直に固定したりできるよう設計されている。本品は、ケーブル線を拡張又は分配するためのものであり、メーターボックスとしても使用できる。化学薬品、熱及び紫外線への耐性を有する。</p> <p><u>通則 1（第 94 類注 2）及び 6 を適用</u></p>		(新規)

